

市民意見提出手続実施結果報告書

令和4年1月21日

市民の皆さんなどからいただいた御意見、これに対する市の考え方などを取りまとめましたので公表します。

施策等の名称	投票区等の見直しについて(案)	
実施期間	令和3年11月15日～令和3年12月14日	
意見の件数	6件	
意見の内容	意見に対する市の考え方	
【投票区・投票所再編案について】		
よくまとまっていると思います。現行の第21投票区(高齢者生きがい発揮促進施設)については、選挙当日、自家用車で来る投票人が大多数であり、期日前投票も寒川庁舎に行っているため、統合することは何ら問題ないと思います。大賛成です。	今回の見直しは、市の人口動態が変化していく中で、公共施設の統廃合、期日前投票制度の定着、本市の厳しい財政状況等を踏まえた事務合理化の必要性など、諸般の事情を総合的に勘案して進めることとしたものです。 貴重なご意見をお寄せいただきありがとうございました。今後の選挙執行の参考とさせていただきます。	
見直し後の第10投票区(志度公民館末分館)について、投票所を志度南交流センターにしようかどうか。末分館は、耐震性も弱く、駐車場も少ないのではないのでしょうか。	志度公民館末分館に関しましては、以前より耐震性等の課題があったことから、今回の見直しに当たり、投票所を志度南交流センターに変更する案も含めて検討を重ねてまいりました。 投票所を変更する場合には、投票所として必要な面積の確保、駐車場スペースの確保、バリアフリー対応など、解決すべき様々な課題があります。 志度南交流センターに関しましては、施設内に投票所として必要となるスペースは十分確保できる見込みであり、バリアフリー対応もされ	

	<p>ておりますが、施設の駐車場スペースでは手狭であり、施設外に他施設との共同駐車場があるものの、投票場所まで距離があり、夜間や悪天候時には特に危険を伴うおそれがあることから、今回は変更を見送ることといたしました。</p> <p>引き続き、志度公民館末分館におきまして、投票に来られる有権者の皆様にとって利便性がよく、安心して投票できる環境の整備に努めてまいりますので、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>現行の第 16 投票区（さぬき市研修センター）は、自治会によっては、見直し後の第 11 投票区（生涯学習館）よりも第 12 投票区（鴨庄ふれあいプラザ）のほうが利便性があるという地区もあるので、各自治会で方針を示していただくほうがいいのではないのでしょうか。</p> <p>（例：小方は第 11、泊・室沖は第 12 投票区など）</p>	<p>今回の見直しに当たり、同一投票区内であっても、区域によっては別の投票区へと統合した方がいいというご意見があることは承知しております。また、今回、見直し対象となった投票区以外の投票区においても、区域の割振りについて同様のご意見があると思われまます。しかしながら、現段階において、投票区の見直しに加えて、市内の全ての投票区の区域の割振りについて見直すことは難しいと判断し、現在の投票区については分割せず、地勢、投票所施設の利便性等を考慮し、隣接する投票区と統合するという見直し基準を設け、投票区・投票所再編案を策定しましたので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>投票区の区域の割振りについては、今回、別の投票区についてもご意見をいただきましたので、今後の選挙執行の参考とさせていただきます。</p>
<p>【期日前投票所の増設について】</p>	
<p>長尾公民館は利用が盛んであり、団体等によりほぼ毎日予約で埋まっているのではないかとと思うので、その利用調整までし</p>	<p>昨今の選挙におきまして、当日投票者数が減少している一方、期日前投票者数は増加し続けており、市内 2 か所の投票所における期日前投票が定着してきたことが結果として表れてきて</p>

<p>た上で、期日前投票所として2日間設置する必要があるのかなと思います。寒川からも近く、志度と寒川の2か所で期日前投票を実施していることが定着してきていることから、長尾地区で2日間設ける必要までないと思います。</p> <p>他の2地区（津田・大川）についても同様と考えます。大型商業施設など人の往来が多い施設等に設置するならまだしも、公民館等の公共施設に1日ないし2日設けるだけでは、人件費等が余計にかかり、準備や片付け等の手間も増えてしまうだけで、それほど効果がないように思います。</p>	<p>います。</p> <p>上記事情についても勘案した結果、この期日前投票所については、開設日時を限定して増設することで、さらなる充実を図ることを目的として検討してまいりました。</p> <p>ご指摘いただきましたとおり、特に、長尾公民館に関しましては、他団体の利用も非常に盛んであることから、関係者との利用調整も必要となるというのはもちろんのこと、常設で期日前投票所を設置しているさぬき市寒川庁舎ともそれほど離れていないという立地条件もあります。また、平日2日間、期日前投票所を設置するとすると、これまで以上に長期間施設を占用することとなるため、地域住民の社会教育活動を制限してしまうのではないかと、また、人件費等の必要経費に見合った人数が投票に訪れる見込みがあるのか、というご意見もいただいております。</p>
<p>期日前投票所の増設は、これまでの期日前投票所で十分賄えているところであるし、平日の17時までということであれば、混乱が生じるだけになりそうです。</p>	<p>そこで、いただきましたご意見等を参考に再度検討した結果、まずは、試行的に、津田地区・大川地区・長尾地区においてそれぞれ1日ずつ、8時30分から17時まで設置することとし、有権者の投票状況等を勘案しながら、今後の期日前投票所の増設の必要性について、検討してまいりたいと思います。このことにつきまして、広報紙やホームページ等による周知・啓発を行ってまいりますので、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>【見直し後の各投票区の区域について】</p>	
<p>第8投票区の津村、津村ハイツを第10投票区に変更することで、第8投票区の有権者数の偏りを軽減できるとともに、投票</p>	<p>上記と同様の考え方となりますが、今回の見直しに当たり、現行の投票区内の区域については分割せず、投票区ごとに隣接する投票区と統合することとしたものです。</p>

管理者・投票立会人の負担も公平になると思います。

投票区の区域の割振りについては、今回、別の投票区についてもご意見をいただきましたので、今後の選挙執行の参考とさせていただきます。

施策等の案についてのお問合わせ先

さぬき市選挙管理委員会（総務課内）

住所：〒769-2195 さぬき市志度5385番地8

電話：087-894-1111 ファクシミリ：087-894-4440

電子メール：senkyokanri@city.sanuki.lg.jp